令和６年　第４回（定例）吉　賀　町　議　会　会　議　録（第４日）

令和６年12月13日（金曜日）

議事日程（第４号）

令和６年12月13日　午前９時03分開議

日程第１　議案第87号　吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２　議案第88号　吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３　議案第89号　吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
日程第４　議案第90号　吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第５　議案第91号　令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第６　議案第92号　令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第93号　令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第94号　令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第95号　令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第10　議案第96号　令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）
日程第11　議案第97号　令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）
日程第12　発議第５号　国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）
日程第13　要望第３号　有機農産物「認証システム」の確立についての要望書
日程第14　陳情第３号　吉賀町農産物物流支援事業に関する陳情書
日程第15　閉会中の継続審査及び継続調査について
日程第16　議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第87号　吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２　議案第88号　吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３　議案第89号　吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
日程第４　議案第90号　吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　議案第91号　令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第６　議案第92号　令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第93号　令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第94号　令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第95号　令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第10　議案第96号　令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）
日程第11　議案第97号　令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）
日程第12　発議第５号　国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）
日程第13　要望第３号　有機農産物「認証システム」の確立についての要望書
日程第14　陳情第３号　吉賀町農産物物流支援事業に関する陳情書
日程第15　閉会中の継続審査及び継続調査について
日程第16　議員派遣の件について

出席議員（12名）

１番　桜下　善博	２番　村上　定陽
３番　三浦　浩明	４番　桑原　三平
５番　河村由美子	６番　松蔭　　茂
７番　河村　隆行	８番　大庭　澄人
９番　藤升　正夫	10番　中田　　元
11番　庭田　英明	12番　安永　友行

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　増本　健治

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	岩本　一巳	副町長 ……	赤松　寿志
教育長 ……	河野　洋司	教育次長 ……	重藤　　剛
総務課長 ……	野村　幸二	企画課長 ……	深川　竜也

税務住民課長 ……	山根　徳政	保健福祉課長 ……	中林知代枝
医療対策課長 ……	渡邊　栄治	産業課長 ……	堀田　雅和
建設水道課長 ……	河野喜代志	柿木地域振興室長 ……	深川　千恵
出納室長 ……	村上　　恵		

午前９時03分開議

○議長（安永　友行）　昨日の村上議員の一般質問に対して、執行部のほうから答弁漏れではないんですが、後ほどお聞きしたいという関係で、執行部のほうが早速、それに対する答弁というか、用意してもらいましたので、そのことについて深川企画課長のほうからおつなぎしてお聞きします。深川企画課長。

○企画課長（深川　竜也）　昨日、集落支援員の予算の状況と、もう一つ、まちの駅構想の報告書に示された、高津川てらすの改修案、整備の箇所を示した図面をということでお話がありました。すみません、昨日までのところで準備が整わず、本日の議会終了後に準備を整えまして、タブレットに配信をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永　友行）　それでは、そういうふうにしますので、お願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員数は１２人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１．議案第８７号

○議長（安永　友行）　日程第１、議案第８７号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第１、議案第８７号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．議案第８８号

○議長（安永　友行）　日程第２、議案第８８号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようなので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第２、議案第８８号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．議案第８９号

○議長（安永　友行）　日程第３、議案第８９号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第３、議案第８９号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人

藤升　正夫　　中田　　元

庭田　英明

反対（０名）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．議案第９０号

○議長（安永　友行）　日程第４、議案第９０号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第４、議案第９０号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博　　村上　定陽

三浦　浩明　　桑原　三平

河村由美子　　松蔭　　茂

河村　隆行　　大庭　澄人

藤升　正夫　　中田　　元

庭田　英明

反対（０名）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．議案第９１号

○議長（安永　友行）　日程第５、議案第９１号令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第５、議案第９１号令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第６．議案第９２号

○議長（安永　友行）　日程第６、議案第９２号令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第６、議案第９２号令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．議案第９３号

○議長（安永　友行）　日程第７、議案第９３号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第７、議案第９３号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採

決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第８．議案第９４号

○議長（安永　友行）　日程第８、議案第９４号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようです。よろしいですか。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第８、議案第９４号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第９．議案第９５号

○議長（安永　友行）　日程第９、議案第９５号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第９、議案第９５号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂

河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１０．議案第９６号

○議長（安永　友行）　日程第１０、議案第９６号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第１０、議案第９６号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１１．議案第９７号

○議長（安永　友行）　それでは日程第１１、議案第９７号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。１０番、中田議員。

○議員（１０番　中田　　元）　１３ページの総務費ですが、右下の００３、地域公共交通対策費ということで、説明のほうで岩国線ということでありました。これ、負担金４５万８，０００円とありますが、負担金というのは、大体一番最初に払うのではないかと思いますが、補正を組んで４５万８，０００円といったらどういう内容かなと思いますが。

○議長（安永　友行）　深川企画課長。

○企画課長（深川　竜也）　それでは、今回の生活バス路線確保対策事業の負担金について説明をさせていただきます。

バスの補助金といいますか、会計が、令和５年１０月から令和６年９月までということになっております。この間の補助金の総額が、今回４３５万１，４２２円といったようなところで割合が決まりました。このことから、現在、当初の予算で組んでいるところが不足をしまして、今回補正をしたものです。岩国市と吉賀町で負担割合でいうと、７対３の距離按分といったところで負担をさせていただいております。全体の損益のほうが、令和６年、先ほど言いましたような会計年度におきまして１，４５０万４，０００円になっております。このうちの３割を吉賀町が負担するということになります。当初の予算が３８９万４，０００円ということで計上をさせていただいておりました。今回、先ほど申しましたように、吉賀町の負担額が４３５万１，４２２円となりましたので、その差額分としまして４５万８，０００円といった金額を補正させていただくように計上しております。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　２０ページの１番目の００７、担い手関連支援事業費ということで３，２４７万７，０００円の減額がありますが、この間も簡単に説明をお聞きしましたが、もう少し詳しく減額の理由をお聞きします。

○議長（安永　友行）　堀田産業課長。

○産業課長（堀田　雅和）　お答えいたします。

カントリーエレベーターの修繕ということで、島根県のほうに産地創生事業という補助金の交付される事業がありますけれど、そちらのほうに申請をしました。申請内容としては、カントリーを核とした吉賀町においての米作りというストーリーで申請をしたところなんですけれども、

修繕の色合いが強いということで、産地創生事業にはそぐわないということで、県のほうの事業は不採択となりました。

それを受けまして、ＪＡ自体もその事業採択のほうを手を下ろしたという関係で、当初は吉賀町にカントリーがあるものですから、吉賀町が実施主体ということで、補助金の当初予算のほうを計上させていただきましたけれど、不採択を受けまして減額ということになっております。

カントリー自体は今後も修繕計画がございますので、農協、ＪＡさんといろいろ協議をしながら、７年度に改めて当初予算のほうで支援のほうを検討したいということを今思っておるところです。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　減額の理由はよく分かりました。

素人考えなんですが、県から予算がもらえるということで、議会としても一旦は可決しているんですよね。ＪＡのほうも３，２００万、吉賀町のほうから投資がもらえるということで、着々にその事業を進めるということで進んでいたと思います。私もその会議におりましたので、大変、ＪＡのほうも期待しておりました。

ところが、一旦議会で審議を経て、議決したものを県から申請したけど度合いが違っていたので、もらえなかったからということで、またこのたび１２月議会で減額するという、ちょっと素人考えで、我々議会で一旦は可決していたものを、もらえる予定がもらえなかったので減額という、そういうふうな簡単な予算を組むというか、これ１つの例と思うんですが、例えばほかの事業でも、これは県に申請している、これはもう間違いなく県からオーケーが出るので事業ができるということで、議会にかける。議会は可決する。しかし、県のほうがこれはできないということで、もらえないということになると、また減額するという。素人考えでも、あまりにも予算立てが、見通しが甘かったというんでしょうか、それによってＪＡさんも相当、この間、町長から１０分の１の１０年間の分を町が出すというのを言われましたが、ＪＡさんのほうも３，２００万円もらえるものがもらえなかったということで、大変困惑をされておりました。よそのことですから、それはいらん心配かも分かりませんが。そういう、一旦議会で議決をしたものを、もらえるものがもらえなかったということでまた減額する。それによって、もらえる予定の事業ができなくなるという、ちょっとその予算立てが、あまりにも何か曖昧なような気がするんですが、そこの教訓と言いましょうか、それについてどういうふうにお考えですか。

○議長（安永　友行）　堀田課長。

○産業課長（堀田　雅和）　補助事業の仕組みといたしまして、予算がないと申請できないということでございますので、産地創生事業に関わらず、全ての補助事業においては３月の議会で予算

計上いたしまして、予算がついたら４月に補助事業の申請をします。予算がないと申請ができないという仕組みになっていますので、こちらも申請をするに当たっては、今回も三千二、三百万円の予算計上をさせていただきまして、議会のほうで議決をいただいております。

ただ、申請をした後に、県ともいろいろやり取りはしたわけなんですけど、結局、県のほうの判断としては、この申請どおりでは採択できないという最終の判断をいただいたところですので、この補助事業の申請においては、県のほうの補助金がもらえないということになりますので、致し方なく減額したという経過がございます。こちらも申請、採択になるように鋭意努力はしたところですけど、最終的に県の判断としてできなかったということでございますので、今回、減額ということになっております。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　これに限らず、ということは予算立てをするときは、県から今言うように予算を立てないともらえるかどうか分からないということで予算を立てるということなんですが。ということは、全ての予算立ては、確証はなく、もらえるかもらえないか分からないけど、とりあえず議会で予算立てをして、議会で議決を得る、そういうことなんでしょうか。

○議長（安永　友行）　堀田課長。

○産業課長（堀田　雅和）　補助事業の仕組みとしてはそうなります。先般も地籍調査の関係で予算を計上したけど、国からの補助金がつかなかったということで、致し方なく減額をしたという事例も町長のほうで言われたとおりで、補助事業の仕組みとしては、予算がないと申請ができないという仕組みになっていますので、あらかじめこちらも皆さんから要望をいただいて、精査した上で予算立てをしておりますけど、最終的に県や国のほうで採択できないということになれば、当然、補助金がもらえないわけですので、減額ということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　今、産業課長が答弁したとおりなんですが、一般論として申し上げますが、国の補助金等をいただく場合は、まさに今説明したとおりでありまして、予算の後ろ盾がないと、手上げ、交付申請すらできないというのが一般的な流れです。

ですから、その段階においても仮に予算がついておれば、その交付申請書に予算書の議決書、議長の署名をした議決書をつけて、こういうふうに予算がついておりますということを、その書面をつけて交付申請をします。仮に万が一その段階で予算がついていなかったとすると、町長名で予算をこれから付けますと、交付決定があったら付けますという確約書を添えて交付申請をすると、こういった流れになります。これは一般論ですけれど。ですからイレギュラーな国の補助

金、交付金も当然あるわけでございますが、一般的な通例的な補助金の流れはそういうふうになりますので、今回もそういう形で、まずは予算を付けさせていただいて、交付申請に臨んだということでございます。結果については御案内のとおりでございます。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　すみません、もう１回質問します。

　ということは、今後、事業内容が全員協議会等で説明されて、その予算が出まして、本会議で可決をしますが、その時点、議会では可決する。普通でしたら、もうこれでできるものだというふうに思うと思うんですが、今後は議会で可決をしましても、この予算については県から、国からもらえるかどうか分からないけれど、とりあえず議会としては可決をする。そういうふうな理解でよろしいんでしょうか。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　そのような認識でよろしいかと思います。予算ですから、予めの算出した金額ですから、まずそれで我々が事業を興そうとする、事務を進めようとする準備ができたということですから、それで手続きをしていく。これが国の補助金もそうですし、県の補助金もそうです。ですから、我々のその姿勢として当初予算でお願いをさせていただいて、議会で議決をいただいた。これで事務を進めなさいと言うゴーサインをいただいたというのが、これがまずスタートになるわけですから、それから我々は進めます。

　仮に今、申し上げたような事案が発生した場合には、そのような手続きを取らざるを得ないというふうに思っております。交付決定が駄目だったものを予算上残しておくわけにはいきませんので、そこは補正で減額をさせていただく。こういうことになろうかと思います。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　今のところで関連してですけれども、カントリーエレベーター、まずは一番大事なのが荷受けのところだというふうに思っておりまして、現状のカントリーの荷受けに関する設備の状況についてはどのように理解されているのか、その点お聞きします。

○議長（安永　友行）　堀田課長。

○産業課長（堀田　雅和）　カントリーにつきましては、ＪＡさんともいろいろ協議をしております。優先的には、屋根が腐って雨漏りがするということで、雨の修繕が一番ということで、ＪＡのほうで判断をしておりまして、今年度、ＪＡのほうが単独で修繕をするということになっております。

　それから、荷受け設備につきましても修繕の対象になっておりますけど、ＪＡさんのほうでは優先順位は最後のほうになっておりますので、それより前に、もみすりの出荷設備だったり、集じん装置とかいったようなところを優先順位として挙げられております。

今後は一度に修繕は予算上、金額的にかなり大きいのでできないということで、５か年に分けて修繕計画を立てながらしていくということで、ＪＡさんのほうからお聞きをしているところです。

以上です。

○議長（安永　友行）　３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明）　１５ページの、高齢者福祉施設費の００２で老人福祉センター、要は、はとの湯の修繕で２，３６０万円の計上になっていますが、もう数年前からどんどん、どんどん、こういった修繕が出ております。ほかの指定管理施設もそうですけれども、ゆ・ら・らも含めてですけれども、毎年というのは過言かもしれませんけど、当然４０年以上とか建築後それぐらい経っていますので、当然、修繕というのは出るのですが、今までの経緯を見ますとかなりの、加算すると結構な金額がいっていると思います。よしか病院ではありませんけれども、ある程度そういった試算も踏まえて、例えばリニューアルとか、よしか病院は新建設ということになっていますけれども、そういった方向性で考えたほうがいいんじゃないかというところもあります。財源の問題もありますけれども、こうやって何百万という金額が出てきています。経営上も場合によってはその施設自体を休業しないといけないとか、当然そういった支障も出てきたりするわけですが、ある程度、観光施設の核として存在しているわけなので、今後は、これはこれでいいとして、今後、やはりその辺をリニューアル的なものとか、いろいろそういう方向性で考えたほうがいいのではないかと思いますが、行政の中でも却下になると思いますけれども、そういったことも考えたほうがいいんじゃないかと。また、そういった構想はあるのか、それをお聞きします。

○議長（安永　友行）　深川企画課長。

○企画課長（深川　竜也）　観光施設に関してリニューアルも含めて検討ということでお答えさせていただきたいと思います。

私も何度かお伝えをしたかも分かりませんが、今回の指定管理期間が５年間、今始まったばかりなんですけれども、この指定期間中に観光施設に関しては見直しをしていきたいというふうに考えております。その中でリニューアル含め、いろいろな修繕もですけれども、そういったところを考えて、今後の方向性をしっかり出していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（安永　友行）　３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明）　考えがあるということで、前に聞いたかもしれませんけど、考えがあるということは、結局それだけの財源があると。補助金等々、そのあたりのこともあると思いますが、そういった可能性があるという前提での考えですか。

○議長（安永　友行）　深川課長。

○企画課長（深川　竜也）　今の補助金の状況でいうと、修繕に対しての補助金はほぼありません。むいかいち温泉ゆ・ら・らはＺＥＢ化をしましたけれども、そういった機能の向上といったところに関して、特に脱炭素とか省エネに関しての補助金というのはいくらかあります。あとは、今回の議会にも出ておりますけど、民間に譲渡できるものだったりとか、統合、廃合を含めて検討していきたいと思っております。

予算に関しましては、繰り返しになりますが、単純に修繕するといったようなものに対応ができるようなものが、国の予算、この１０年ぐらい前には交付金で出たこともあるんですけれども、それ以外は本当にほぼ単費でやっているというのが実情だと思います。

以上です。

○議長（安永　友行）　３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明）　結局、修繕、修繕ばかりやるので補助金がないと。頭を切り替えて、解体して新築するというふうになれば、またことが変わってきて、国の補助金、健康増進施設の云々、いろんな補助金があると思いますが、そういった目先的にいろいろな案が出てくると思うんですが、確認ですけど、新築した場合は、やはりある程度の補助金が出てくると考えてよろしいですかね。

○議長（安永　友行）　深川課長。

○企画課長（深川　竜也）　申し訳ありませんが、今パッとこのメニューだというのは思い浮かばないんですけれども、いろんなメニューはあるので、そのとき新築するよということになれば探して、当てはまるようなものを探してくる。もしくは、ある程度、補助金の内容に沿ったような形の施設も加えながら、機能を入れながら、補助金を確保していくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。４番、桑原議員。

○議員（４番　桑原　三平）　平田頭首工の撤去工事についてお聞きをします。

これ、ちょっと確認ですが、工期的に、来年の鮎の解禁までにすることが可能だと思いますが、この頭首工、本来なら私たちも現場を見たほうがよかったのかなと思うんですが、頭首工の規定部分と言いますか、昔、それが残っているところもありますが、全部、規定部分まで撤去するわけですか。現形復旧というか、残っていればそれにまた膨らましてやるのが、大体災害の現形復旧ということになるんですが、ちょっとそこら辺が分かりません。それと、工期的に入札から発注して、いつまでというのが大体可能かどうかというのも確認のためにちょっとお聞きします。

○議長（安永　友行）　河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志）　平田頭首工に関してでございますけれども、こちらの撤去に関しては、６月から漁期始まると思いますけれども、一応そちらまでにできればというふうに今作業をしておるところでありますが、実際のところ、そこまでに全部の撤去ができるかどうかというのは分からない状況でございます。今から災害査定とかを受けまして、国の補助金をもらう関係もございますので、その辺の手続きとの関連で工期のほうは決まってくるかと思います。

ですので、ただ、漁期はありますので、そちらのほうにつきましては、影響しないような形での工事という形になってくると思います。

あと、この平田頭首工に関しましては、基本的には全壊という考え方を持っておりますので、全部をやり替えるという計画でございます。

以上でございます。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　２６ページで、初日のときにもお聞きしましたが、教育費の保健体育総務費で、スポーツ公園の野球場の照明設備の解体撤去工事費を下げて、設計委託料にする。５１万７,０００円ということですが、もう一度、設計が必要であるということについての説明と、それと当初予算のときに、防虫機等は相当に腐食しているというような話も、たしかあったのではないかと思うんですけれども、本来ならもっと早い段階で着手しなければならなかったのではないかというふうに思いますが、その２点についてお聞きをいたします。

○議長（安永　友行）　重藤教育次長。

○教育次長（重藤　　剛）　それではお答えします。

こちらも先ほど議員のほうからありましたように、初日の提案説明のときの質疑で回答させてもらっておりますので、若干その回答内容と重複する部分があろうかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

こちらの予算についてですが、スポーツ公園の野球場の照明撤去設計業務委託料について５１万７,０００円。撤去工事費につきましては、全額、減額ということで２２８万８,０００円の減額予算となっております。

今年度、当初予算において安全面に配慮し、議員さん御指摘のとおり、そういった腐食だとか落下の危険性ということを認識した上で、野球場に設置されているナイター照明について、照明器具のみを撤去する内容で予算措置を行っておりましたが、今年度に入りまして、やはり当初予算の要求段階できちっと精査をして要求させていただければよかったのですが、そこら辺が精査ができていなかったというところもございます。それから、担当者のほうにそういった知識がなかったというところもございまして、町議会でも設計業務の精度を高めることについて、今年度、また指摘もいただいている中、発注に関して建設水道課のほうにも一旦相談をさせていただいた

ところだったのですが、建築の発注に関しては、今回の金額的にも指名競争入札方式というようなことが望ましいであろうと、そうなった場合に発注について設計図面、それから仕様書等のものを作成する必要があろうと、それがなければ発注もなかなか困難であるということの回答もあったため、設計委託により対応するほうが適切であるというような助言を受けたところでございます。

その上で、当初予算要求時には、本来そこで確認をした上で、まずは実施設計の委託料の予算要求から行うことが必要であったわけですが、なかなかそこまでのところで検討がし切れなかったということも理由としてありますが、今回の予算の工事費の組み替えの提案の内容になったということでございます。

まずもって、発注に関する設計、それからそこら辺の整理が、見通しが甘かったという点に関しては、こちらの落ち度があったということで、大変申し訳なく思っております。

かつ、何より、議員さん御指摘のとおり、安全配慮、やはり危険構造物であるからこそ、この工事費を上げたわけですので、何よりスピーディーに迅速な対応が必要であったということで、こちらも認識しておったわけですが、こちらの点につきましても、もっと当初の段階から優先順位を高めてしっかり執行していく必要があったにもかかわらず、この時期になってこういった組み替え予算を出したということで、この辺についても大変申し訳なく思っておるところでございます。

以上のような内容でございますので、来年度、もう一度、この補正で実施設計のほうを今年度中に対応させてもらいまして、令和７年度、来年度の当初予算ではこういった工事請負費のほうも再度要求させてもらった上で、４月以降、なるべく早急に、迅速に、工事発注に努めてまいりたいと思っておりますので御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　工事内容については、今の説明だけで聞くと、照明器具のみの撤去だというふうにお伺いをいたしましたけれども、その場合に、ではなぜ図面が必要なのか。例えば、これも当初予算で上がっております解体撤去工事費で、自治会館の照明撤去工事、これがもう既に先月入札も行われておりますけれども、これが、金額が予算上では１７８万７,０００円というふうに上がっております。図面がなければと言われますけれども、単純に考えて撤去だけです。撤去の場合に何が必要かということを考えますと、高所作業車なり、ちょっと重たいものがあればクレーン車も必要ですけれども、そういうものも、最初の日のときには単価等の問題も言われましたけれども、それも建設物価から見てどのくらい上がっていたかを判断すれば、十分その見直しもできることですし、わざわざこの５１万、５２万とお金をかけてまでやらなきゃい

けないのか。お金がないって言っているときに５０万って大きいと思いませんか。だから、どうやったら少ない予算で仕事ができるのか、そこを入札のところで、じゃあこれでチェックかかって、それは入札にかけられないということの説明ですけれども、担当課のほうとしてはどのような見解を持っておられるか、お聞きします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　それではお答えします。

こちらの組み替え予算につきましても、入札担当課であります総務課のほうと事前に、補正予算の予算査定の段階でもただいま説明をさせてもらった内容を調整をさせていただいた上で今回の要求に至ったところということを御認識いただければと思っております。

５５万といえども議員さんおっしゃるとおり高額な予算、支出と、こちらとしても認識しておるところでございまして、ただ先ほども言ったように、随意契約の中でこういった発注をすれば当然そういったことも必要ないんだろうというふうな認識は持っておりますけど、先ほど説明したように、指名競争入札を建築のほうで出すに当たりましては、必要な資料、設計書類を整えた上で当然発注する必要があるという認識で入札担当課のほうとも調整をさせてもらったところでございます。

その上で、当然、その入札発注という形になれば競争原理のほうも働きますので、当然、設計額、予定価格よりも減額をすると、競争原理のところ。それから町内業者さんへの発注機会の確保といったところも見通しとしては持てますので、そういったところも御理解いただいた上での組み替え予算ということで御承知おきいただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　解体ですので、代表的な送柱の状況、それから照明の関係、職員でも十分にかけるんじゃないんですか。わざわざその業者さんにお願いをしなきゃいけないような設計になるということは、ちょっと不思議で、当初予算のときの数字もあるわけですから、そのくらいのこと、できないというんだったらそれは仕方ないですけど、本当にできないんですか、職員の方で。その点、お聞きします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　失礼します。

やはり今回、先ほど来説明をさせていただいておりますとおり、関係機関、横断的な協議を起こした上で、こういう判断に至ったというところでございますので、その辺御理解いただければと思っております。今回のその設計図面、そういった準備につきましては担当職員のほう、それから建設水道課の職員含めて作成のほうが困難であろうということの見通しをもっての組み替え予算ということで御認識いただければと思っております。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　最初に、当初予算で上げられたときに、この金額を弾いたのは、どこの方がこの金額を弾かれたのか。その点についてお聞きします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　町外業者の電気設備工事業者１社のみの見積りという形で認識しております。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　ということは、図面がなくてもできるという判断をその業者さんはしてるんじゃないんですか。しかも、先ほど言いましたように、図面、職員でかけないことはないでしょう、撤去なんだから。ましてや電柱を抜いて、その基礎のところをもう一遍埋め戻しをして、その材料をどうするのかとか、電線の始末をどうするのかとか、そういう細かいことまで差し向きはやらなくてもいいわけで、まずは今、落ちそうなものを撤去するだけのことですから。当初のときでも危ないって言っているのをまた後に延ばすようなことを今提案する。じゃなくて、今、もう入札にかけましょう、でしょう、仕事って。というぐらいの緊張感がなぜないのか、非常に心配になります。

もう一度、その図面が本当にないと入札できないのかというのは横のところで協議をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永　友行）　野村総務課長。

○総務課長（野村　幸二）　いろいろな切り口といいますか、見方で御質問いただいたというふうに受け止めさせていただいております。契約方法、これは入札の手続きを踏んでからの契約方法、それからそれ以前としての数字の積み上げ、予算要求、そのときの、実際にはそこで予算査定とかという部分でという段階もございます。様々な場面で多角的にその事業について見ていく必要があるんだろうというふうに、今、ちょっと受け止めさせていただいたというところであります。

今、御指摘いただきましたいわゆる工事関係、これは建築工事、土木工事、様々な形があります。あるいはもっと幅広く言えば、物品購入だとか様々なそうしたものがございます。そうした部分については先ほど申し上げましたとおり、原課でのその予算要求に当たってのまず情報収集、そこが最初だろうとは思いますけれども、そこから精度を上げさせていただいて予算査定、それから実際に予算をお諮りをするというふうな形になります。その後にまた実際の入札であったり工事施工という段階がありますので、まずは出だしのところが一番大事であろうというふうに思っております。その部分では全庁的に、まずはそこの精度を上げるという作業、それはまず意識的には統一をさせて作業を進めたいというふうに思います。既に令和６年度の予算、今、動いている案件もあろうかと思います。申し訳ないですけど全てを私、承知しておりませんけれども、

令和６年度の事業に関してそうした部分をもう一度、点検をする必要があろうかと思います。

さらに申し上げますと、令和７年度の予算編成が今まさに進んでおる最中ということになります。改めてそうした部分においても、今、質疑でいただいた意見、そうしたものを抑えさせていただいた上で作業を進めていく必要があろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（安永　友行）　ここで１０分間休憩します。

午前９時59分休憩

……

午前10時10分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第９７号の一般会計補正予算が議題となっております。質疑を続行します。質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　ちょっと同じところで申し訳ないんですけども、質問の内容が重ならないようにお聞きをしたいと思います。

当初予算のときに出された員数、数ですね。ちょっと主立ったものについて紹介いただきたいというのと、それと有価物の取り扱いについてはどのようになっていたか。撤去した後のものが価値あるものであった場合のカウントの仕方について、その点お聞きします。

○議長（安永　友行）　重藤教育次長。

○教育次長（重藤　　剛）　それでは、当初予算の要求時に出されております見積書の内容についてお答えをさせていただきます。

業者のほうから出していただいた内容が、今、議員さん御指摘の内容、ほとんど細目分けがされておりません。有価物のところも実際には精査がされておらず、見積りの中には含まれておりません。

それから、内訳としましては、電気設備の工事一式ということで、細目内訳のほうが提出されておりませんので、一式という形で上がっております。それから、あとは産業廃棄物の処分料、運搬費も含みますが、そういった処分料の内訳、それからあとは諸経費内訳という形の中の見積書となっておりますので、初日に説明をさせていただいたとおり、この辺も担当者の業者さんに対する見積り依頼の仕方だとか、そういったところも影響があったんじゃないかと思いますが、やはりこういった見積りのところも、まだしっかりと精査がされていないというようなところも見受けられますので、それをもって再度精査した上で仕切り直しをしたいというふうに思っての今回の予算要求ということで御認識いただければと思っております。

以上です。

○議長（安永　友行）　藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　非常に、当初の予算要求の資料が十分でなかったということについては理解させていただきました。その上に立ってですけども、なぜそのまま予算要求かけてしまったのか。それで、このたび改めて設計ということで出されておりますけども、最初の見積りの、今次長からも十分でなかったということで言われましたけれども、担当者だけやなくて、その上の人たちも見ておられたと思うんですよ。そこでチェックがかかる仕組みというのは、教育委員会の中ではできていないということなのか。その点をお聞きします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　議員さん御指摘のとおり、やはり予算要求の段階で、当然、予算ヒアリング、査定等を通して提案をさせていただくべきものですので、その段階で他者の目を入れて、そういった視点も含めて、今回の場合は電気設備工事ですので、やはり専門的な知識に基づく設計が要るという視点が欠如していたというところは、やはり否めないというふうに思っております。

そういったところの視点も含めて、今後は精査した上で、既に来年度の予算編成時期になっておりますが、そういったところにも今後は漏れがないようにチェックをしていきたいというふうには思っておるところです。

以上です。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。１０番、中田議員。

○議員（１０番　中田　　元）　ちょっと同じ質問なんですけど、今の次長さんが言われる設計委託料という言葉がどうも気になるんですが。設計、今自分たちも野球場の現場も知っておりますので、あのものを壊すのに、設計という言葉よりも、今言われたような見積書じゃないかと思うんですよ。設計書というより見積書の再提出で済むもんじゃないですか。そうすると、５１万円とかそういうふうな予算も要りませんし。

それから、今いろんなことが話されましたけど、１社の見積りということで当初が。それを２社か３社の相見積りを取るとか、そういうふうなところでやると、この５１万８，０００円という予算は不要じゃないかと思いますが、その辺いかがですか。設計書というのはどういうふうにつくるんか。例えば、レッカーをここに置いてこうやってという、そんなことはできんと思うんですよね。そうすると、設計委託より見積書の提出だったら、そうお金が、５０万円も要るわけじゃないし。行って現地調査すれば、１万円、２万円はそれは日当を払うから、それは諸経費の中に入ってしまうと思うんで、見積書の。ちょっと違和感を感じますが。次長もいろいろほかの部署で、いろんな見積書とか設計もやられとると思いますが、ちょっと頭の中で想像しても、あれを撤去するのに図面をつくるという、ちょっとなかなか難しいような気がするんですが、い

かがですか。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　お答えします。

まず、図面の作成についてなんですけど、これも先ほどちょっと説明のところで触れさせてもらいましたが、やはり建築工事になります。かつ電気設備工事という工種になってまいりますので、これらについてはやはり専門的な知識、それからそれに基づいて実際の、何を撤去して、先ほど藤升議員さん言われたように、何を処分して、そして有価物として取れるものは何があるかとか、そういった専門的知識が必要だということを御認識をまず持っていただければと思います。

その上で内訳、どういったものが撤去の工事に含まれるのかと、電気設備の中ではどういった種類があるのかと、数量は幾らあるのかということを含めて精査した上で、最終的には図面ということで、この撤去する照明設備の図面作成を行うという形にもなってまいります。こういったところの技術的なレベルにつきましては、やはり専門知識が必要だということで、建築士さんなどに委託をした上で、その上で作成をして、精査した図面、設計書に基づく入札執行が望ましいという判断に至っての予算要求ということでございます。

当初の段階で、先ほど議員さん言われたように、二、三社の見積りを取ったほうがよかったんじゃないかということはありますが、当然そこら辺は、やはり議員さん御指摘のとおり、そういった複数社の見積りがあったほうが比較検討はできるという意味では適切であったろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　２５ページ、中学校管理費の図書購入費で７５９万９，０００円上がっているんですけど、これちょっとあまりにも高額なんで、先生が何人おって、大体どういうふうなものに７００万円もかかったのか。その辺をお伺いします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　それでは、お答えします。

こちら、当初のところでは、まだ詳細の説明まではしていないと思いますので、ちょっと聞いていただければと思いますが。

こちらの予算ですが、学校のほうで主に教職員、先生が使われる教科書と指導書の購入予算となります。来年度、この教科書につきましては、小学校・中学校ともに採択替えといって、一定の期間を置いて教科書のほうが新しく更新される制度になっております。来年度、中学校が町内の３中学校、こちらのほうが教科書の採択替えということで新しい教科書に変わるという年度になっております。こちらの採択替えとなる中学校３校の教員用の教科書と指導書の購入予算要求

という形になっておりますことを、まずもって御承知おきいただければと思っております。

購入物品の内容でございますが、中学校教科ごとに１セットの教師用教科書及び指導書の要求となっております。教科書が５万３，０８８円と、教科書のほうはあまり高額ではないというふうに思いますが、価格変動分、まだ最終的な価格決定がなされておりませんので、３％の１，５９２円の合計で５万４，６８０円の予算要求をさせてもらっております。

そして、指導書のほうがこちらが高額になるんですが、６８３万１，０００円と消費税分、こちらの指導書のほうには消費税がかかってまいります。消費税分の６８万３，１００円と、それから、やはりここも実際指導書の価格もまだ最終決定なされておりませんので、購入時点の価格変動分の影響分ということで３万円を要求させてもらいまして、合計で７５４万４，１００円ということで、教科書と指導書を合わせた総合計が７５９万８，７８０円の要求をさせていただいているという形になります。

こちらも、今年いろいろマスコミのほうでも騒がれておりましたが、先ほど言った金額になりますので、３月議会での契約議決の対象案件というふうに委員会としては認識しておるところでございます。

教科書は教科書で、多分、議員さん御存じだと思いますので、説明は省略いたしますが、指導書とはどういったものかということで、ちょっと指導書のほうが金額太うございますので説明をさせてもらいますと、教科書に沿った、教職員の先生が使われる生徒への指導用の内容が記入されたものであります。その中にはワークシートだとか、問題集だとか、あと音声ＣＤであるとか、デジタル教科書みたいな指導書のセット内容というふうになっておりまして、先生方はこちらの内容を参照された上で生徒の教科指導に当たるという形になっておりますので、こちらも御紹介させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　指導書は全て更新になるのか、古いのは使えないのか。そこら辺はどうなんですか。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　先ほど説明させてもらいましたように、小中学校とも採択替えという形になりますので、一定の期間、新しい教科書になったときには、その教科書にセットされる指導書で指導していく形になります。ですので、教科書の内容が定期的に更新されますので、更新された時点では、古い指導書なども全部一括更新をして、新しい指導書で教科指導を行うという形になろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　古い指導書を廃棄処分するのか。また、何らかの形で、中古品といってはあれなんですが、売ることはできないのか。そこら辺はどうなんですか。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　お答えします。

古い指導書も内容によっては重複している内容もあろうかと思いますので、教科指導の先生方、その個人の判断になるかと思いますが、そういった形で内容を見て、ここはいいなというものは活用していただいている実態もあろうかと思いますが、基本的には使えない指導書、それから古い教科書については廃棄という形で処分をさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　もう一度、２６ページで、先ほどのスポーツ公園のところですけれども、職員の方が設計できないということに対しての、まだ説明を聞いていないんですけども、なぜ職員の方ができないのか。このぐらいの設計。その点について、もう一度御説明を願いたいんですけども。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　お答えします。

先ほど来からうちのほうからは一貫して、専門的な知識、設備に対する知識、そういったものが必要であると。図面を作成する上で、そういった電気設備の知識がないと、そういった図面起こしも含めて対応ができないということでありますので、これはやはり専門家であります設計士さんのほうのお力添えをいただいた上で、精査した上での工事発注をしたいという思いの中で、今回の組み替え予算を計上させてもらっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　じゃあ、これまでスポーツ公園の照明、交換したり、いろいろしてきていますよね。そのときに全部図面つけて、入札にかけてというやり方でしてこられたんですか。専門的な知識といっても、これからつくる設備ではないんですよ。撤去する設備なんです。そこに専門的な知識ってどんなものがあるのか。その点、御説明願います。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　失礼します。専門的知識ということで、先ほど来からお答えをしているんですが、やはりここについても、当然、そういった設計を起こすだけの内容、業務内容が理解した上ででないと先に進めないというふうに、教育委員会としては判断に至ったところでございます。

具体の専門知識が何なのかということで、今はちょっとそういったお答えはできないわけでございますが、基本的には、先ほど来から言っておりますように、電気設備の専門知識のある設計士さんのほうへお願いをして、その内容を精査した上での工事発注をしたいというところで、今回の要求に至ったところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。１１番、庭田議員。

○議員（１１番　庭田　英明）　予算書の１３ページの００２、指定管理、総務費が計上されていますけど、説明があったかと思うんですけど、もう一回、詳しい内容をお知らせください。

○議長（安永　友行）　野村総務課長。

○総務課長（野村　幸二）　予算書１３ページの００２、財産管理総務費の部分だろうと思います。指定管理者選定委員会委員の報酬として９万５，０００円、その委員の費用弁償として１万５，０００円の予算計上がしてございます。

対象の施設といたしましては、スポーツ公園ということになります。スポーツ公園の件については、昨年度、大方の指定管理対象施設の更新作業を進めたところです。ですが、スポーツ公園については結局応募がなかったという状況で、今は言葉で言いますと、教育委員会のほうで管理を直接的に行っているということになっております。この施設について、来年４月から元に戻すといいますか、指定管理にすべく今後作業を進めてまいりたいということです。その作業において、この選定委員会というものを開催して進めてまいります。回数としては３回を予定しております。その部分の費用を予算計上しているという内容です。

以上です。

○議長（安永　友行）　１１番、庭田議員。

○議員（１１番　庭田　英明）　立戸のスポーツ公園はサンエムさんが管理しとったんですけど、辞退をされた。それで直営で今までやってこられた。その辞退をされた理由をどのように把握されているかお聞きします。

それと、今から選定をするということでしたけど、管理者になる方はもう決まっているわけですか。今から決めるわけですか。ということは、公募をかけて応募があるように、今までの条件を変えるという作業もするわけですか。どうなんですか。

○議長（安永　友行）　野村課長。

○総務課長（野村　幸二）　前段で御質問がありました、以前の指定管理者であったサンエムさんが辞退をされた部分、そこの部分については、後ほど教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうからは、今後の進め方、事務の進め方について、大まかにお話をさせていただきたいと思います。選定委員会を３回分ほど予算計上したというふうに申し上げました。

まず、１回目の選定委員会におきましては、そのスポーツ公園を対象施設として、こういう内容で公募したいということをお諮りをするというのが第１回目の選定委員会ということになります。これは、この１２月中、この議会が終わった後というか、来週のところで予定はしておるところなんですけれども、第１回目の委員会でそうした話をして、内容について御了解をいただいた上で公募をするということになります。年が明けてその公募期間を設定させていただきますので、それを経た後に、応募があったというふうになりますと、その応募内容について、また第２回目の選定委員会でまたその内容を見ていただくということになります。全部で３回取っておるんですけれども、スムーズに話がいきますと、そこで実際には選定委員会のほうで評定して採点していただいて、基準以上の採点であれば、そこで指定管理候補者としてそこで決定される。その指定管理候補者として決定されたものを、来年の３月の定例会において議会にはお諮りをするという、こういう大きい流れで進めていくということになってまいります。

以上です。

○議長（安永　友行）　重藤教育次長。

○教育次長（重藤　　剛）　サンエムさんの辞退理由、こちらについて明確なことを私のほうで直接聞き取ったり、確認はしておりませんので、ちょっとお答えするということはなかなか難しいんですが、やはり今回の、再度指定管理者の公募対応というところに当たっては、町内外の業者さんへ、うちのほうからもどういった形であれば受けていただけるだろうかとか、御社のほうで受けていただくことができるだろうかというような諸条件、そういった内容についても聞き取りをした上で、今回の公募に至っております。

そういったところで聞く内容によりますと、以前までの委託料、指定管理委託料、この金額ではなかなか採算ベースが合わないということで、ほぼほぼ難しいというような御回答を得ているというふうなこともございますので、ここからは推測の話でございますが、サンエムさんにおいても経営的なところでなかなか折り合いがつかなかったのではないだろうかというふうな推測がつくところでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　１１番、庭田議員。

○議員（１１番　庭田　英明）　今、辞退された理由というのはお聞きしました。まさにそのとおりだと思います。私が聞いているところでも、やはり今、官民連携などと言いながら、この指定管理者制度に対しては、むしろ受けた方が不利な条件の下でやっているということも、事例としてあるわけです。それはそれとして、今まで直営でやってこられて、このたびまた管理者を公募する準備をされているわけですけど、直営でできないその一番の理由は何ですか。直営でできないことはないわけでしょう。しかし、公募をかけるということは、管理者を探すということです

よね。あそこの管理を直営でできないという理由は何ですか。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　お答えします。

直営でするかしないか、そういったところも含めて、当然これは行政的な判断が必要だというふうに、総合的なことを含めての判断ということになろうかと思います。

議員さんおっしゃったように、令和６年度は直営で教育委員会のほうで管理をしておりますので、直営でできないという理由が見当たるかどうかということについては、直営でも当然対応はできるという認識であります。

ただし、その方針に基づいて、やはり指定管理者で委託をしたほうが、指定管理者の制度の目的のところにもありますように、民間活力、民間のそういった知見、知識、そういった経営ノウハウ、そういったところを十分に取り入れて、よりよい施設の維持管理なり、効率的な運営を検討していただく。自主事業も含めて、そういったいろいろな提案もしていただけるということも見込めますので、そういった民間活力を使って、より経費を抑えて、上手に安全に運営するというような目的が指定管理者制度の中には包含されておりますので、そういったところの期待値の部分を期待して、今回の公募に至ったというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　１１番、庭田議員。

○議員（１１番　庭田　英明）　指定管理者制度の目的が、まさに今次長が言われたとおりだと思うんですよね。ならば、こういう事態になるまでに、官が民に寄り添う、そういう姿勢が大事だったんじゃないかと思いますし、これからもやはりそういう気持ちで、一緒にやっていくんだという気持ちを持つべきだと思いますよ。とてもじゃないけど、今からここだけじゃなくて、いろんな施設があるわけですけど、官が直営でできるなんかとてもじゃない、できませんよ。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　先ほどの産業課の担い手の産地創生の件なんですが、これは当初予算で総額で２億１，０００万円組まれて、そのうちの県支出金が１億１７０万円ぐらいの当初予算で、これは産業振興費で総務費や有機農業関連、それから直接支払い、今回問題になりました担い手だけでなしに、ほかの有機農業とか直接支払い、この辺に関して県から補助金もらえないとか、見直しをせにゃいけんとか、そういうことはないんですか。今の産地創生の分だけで、ほかのところには影響はないということですか。

○議長（安永　友行）　堀田課長。

○産業課長（堀田　雅和）　お答えします。

ほかの事業につきましては、現在進行形でございまして、まだはっきり結論が出たところはご

ざいません。これから事業を進める上で、最終的に不用額等が出れば、次の議会で対応していきたいと思っております。今回、産地創生事業が不採択になったという、明らかになったのはこの事業でございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１１、議案第９７号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１２．発議第５号

○議長（安永　友行）　それでは、日程第１２、発議第５号国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。９番、藤升総務常任委員長。

○総務常任委員長（藤升　正夫）　それでは、発議第５号についての発議審査報告書を読み上げて

報告したいと思います。

令和６年１２月１３日、吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長藤升正夫。

発議審査報告書。

本委員会に付託された発議を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、出席委員、全員です。

２、説明員としましては、保健福祉課の課長並びに課長補佐の方に来ていただいております。

３、審査対象として、受理番号第１４４号、発議第５号。

件名、国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）。

内容といたしまして、国民健康保険税は、協会けんぽなどほかの医療保険に比べ収入に占める負担が多く、子どもへの応益割も問題となっています。また、厚労省の令和７年度分保険者努力支援制度の子ども医療の適正化等の取り組みでは、子ども医療費の窓口払いが必要な保険者の評価を高くしているものです。

これらは子育て支援策に逆行するものであり、国会、政府に対し国民健康保険への国庫負担増と子ども医療の適正化等の配点評価の見直しを求めるものでありました。

審査年月日、令和６年１２月１０日。

審査における説明等。子ども医療費の適正化等における評価点は、窓口払いのところへは５０点が配点され、吉賀町の場合は１点当たり５，４４３円、影響額は２７万２，０００円となる。軽い症状での受診をしないことによって、重症化の危険が高くなる。そのほかの説明もありました。

討論はありませんでした。

審査結果、採決の結果ですけども、賛成者はなく否決でありました。

以上であります。

○議長（安永　友行）　それでは、ただいま報告をされた委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑はないようですので、質疑は終わります。

それでは、これより討論を行います。委員長報告が原案否決でありますので、原案についての討論を行います。原案について賛成討論はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　それでは、発議第５号に対する賛成の討論を行います。

この発議は、吉賀町へＩターンし、農業研修を受けていた家族の方が話されたことを聞いた農

業生産者の方から、国保が高くて大変と言っていたよと聞いていたことをきっかけに、医療保険の最近の情勢から、吉賀町が行っている子育て支援策の一つ、子ども医療費無料化にペナルティを課すのと同じ作用をする方策を厚労省が国保の保険者に仕掛けてきたことが分かり、これを改めてもらうことと、国民健康保険に加入する方の負担をせめて協会けんぽ並みにと考え、提出したものです。

国民健康保険には、子どもが増えると保険税が上がる応益割もあり、少子化対策と逆行する問題もあります。

令和５年４月に発足したこども家庭庁の案内には、「こども家庭庁は、こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます」とあります。

これを実現するために、国民健康保険税に係る応益割をやめ、保険者努力支援制度で窓口負担を求める保険者に高い配点をし、支援する一方で、子ども医療の窓口負担のない制度には配点をせず、支援しないことに意見をするものです。

国保に加入する人たち、特に若い人たちを応援するためにも、ぜひ賛成をしていただきたいということを述べて、賛成討論といたします。

○議長（安永　友行）　それでは、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１２、発議第５号国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

賛成（３名）

河村　隆行　　藤升　正夫

中田　　元

反対（８名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
大庭　澄人	庭田　英明

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１３．要望第３号

○議長（安永　友行）　引き続き、日程第１３、要望第３号有機農産物「認証システム」の確立についての要望書を議題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。６番、松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭　　茂）　それでは、委員会報告をいたします。

吉賀町議会議長安永友行様。令和６年１２月１３日、経済常任委員会委員長松蔭茂。

要望審査報告書。

本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条の規定により報告いたします。

記。

１、受理番号１３７号、要望第３号。

件名、有機農産物「認証システム」の確立についての要望書。

２、審査年月日、令和６年１２月９日。

３、審査結果、採択（賛成多数）と決しました。

○議長（安永　友行）　それでは、委員長に対して質疑を許します。質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　ただいま報告していただきました審査結果のところで、賛成多数で採択というふうになっておりますけれども、何人対何人であったのか説明を求めます。

○議長（安永　友行）　６番、松蔭委員長。

○経済常任委員長（松蔭　　茂）　当日、欠席委員が１名いました。そういうことで、出席者は全員賛成でございましたが、委員が１人ということで、こういう結果ということでございます。出席者は全員賛成でございます。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　そうしますと、審査結果というのは、出席委員の委員長を除く方が全員の賛成であるというふうに受け止められますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（安永　友行）　６番、松蔭委員長。

○経済常任委員長（松蔭　　茂）　それでよろしいです。全員賛成です。

○議長（安永　友行）　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　それでは、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１３、要望第３号有機農産物「認証システム」の確立についての要望書を採決します。この要望に対する委員長の報告は採択です。したがって、委員長報告について採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、この要望は採択と決定をされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．陳情第３号

○議長（安永　友行）　日程第１４、陳情第３号吉賀町農産物物流支援事業に関する陳情書を議題とします。

本案についての経済常任委員会の報告を求めます。６番、松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭　　茂）　委員会報告をいたします。

吉賀町議会議長安永友行様。令和６年１２月１３日、経済常任委員会委員長松蔭茂。

要望審査報告書。

本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条の規定により報告いたします。

１、受理番号第１４３号、陳情第３号。

件名、吉賀町農産物物流支援事業に関する陳情書。

２、審査年月日、令和６年１２月９日。

３、審査結果、これも先ほどと同じことなんですが、採択と決しました。

４、付帯意見といたしまして、さらなる生産拡大と生産者の公平性が保たれるよう、補助金交付要綱の見直しを行うよう希望します。

以上でございます。

○議長（安永　友行）　委員長報告が終わりました。ここで質疑を行います。質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　先ほどと同じことになりますけれども、審査結果、採択の後に賛成多数と決したとなっておりますが、この賛成多数を訂正する考えはありませんか。お聞きします。

○議長（安永　友行）　６番、松蔭委員長。

○経済常任委員長（松蔭　　茂）　考えはありません。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　私、当日、傍聴させていただいておりました。委員の方３人の方全員が手を挙げておられました。それで、報告書の今の訂正することをしないのかという私の質問に、訂正をしないというふうに委員長は答えられましたけれども、そのあり方というのは間違っているんではないかというふうに私は考えますが、実際の委員会ではどうであったのか。その点についてお聞きします。

○議長（安永　友行）　６番、松蔭委員長。

○経済常任委員長（松蔭　　茂）　委員会では慎重審議いたしまして、出席者が私を除いて３名。委員会は全部で５名でございますが、そのうち３名が出席されて審査した結果でございます。私はこれを別に訂正する必要はないと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（安永　友行）　１１番、庭田議員。

○議員（１１番　庭田　英明）　休憩の動議を出したいと思いますので、お願いします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（安永　友行）　ただいま１１番議員から休憩動議が出まして、賛成者もおられますので、休憩をします。１０分間休憩します。

午前11時03分休憩

……

午前11時11分再開

○議長（安永　友行）　お待たせをしました。ただいま動議が出たところで、休憩をしたところです。休憩前に引き続き会議を再開します。

６番、松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭　　茂）　ただいまの受理番号第１３７号と第１４３号につきまして、審査結果を訂正したいと思います。「賛成多数」を訂正し、「全員賛成」で採択したと、こういう文章に訂正します。

○議長（安永　友行）　ただいま松蔭経済常任委員長より申出があったところでございます。内容としては、要望審査報告書の受理番号第１３７号の要望第３号と、受理番号第１４３号の陳情第３号について、審査結果が採択（賛成多数）と決したと両件ともなっておりますが、そのことを訂正してお諮りをしたいということで申出があったところです。訂正については、ただいま委員長が言われたように、「賛成多数」部分を削除して、「全員賛成で採択と決した」と訂正するという申出であります。

その件について、まずお諮りをします。ただいま松蔭経済常任委員長から申出のあったように、修正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　御異議がないようですので、要望第３号と陳情第３号両件ともに、審査結果の欄を「全員賛成で採択と決した」というように修正をして、質疑を進めさせていただきます。

質疑については、陳情第３号が途中でありますので、質疑を続行します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　それでは、質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。なお、審査結果についての修正でありましたので、両件とも一緒にはしません。今までの続きで陳情第３号についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第１４、陳情第３号吉賀町農産物物流支援事業に関する陳情書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。したがって、委員長報告について採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永　友行）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、この陳情は採択とされました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

賛成（１１名）

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	

反対（０名）

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５．閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（安永　友行）　それでは、日程第１５、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から会議規則第７５条の規定に基づいて、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定をしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６．議員派遣の件について

○議長（安永　友行）　引き続き、日程第１６、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、３件の行事に議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは、令和６年第４回１２月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会に執行部側から提案をさせていただき、上程をさせていただきました１１の議題、全てについて本当に何回ぶりでしょうか、全員賛成ということで議決をいただいたところでございます。誠にありがとうございました。

そして、今回も議案審議あるいは一般質問の中で、大変貴重な御意見を拝聴したところでございます。毎度のことでございますが、このことにつきましては、それぞれ管理職が職場に持ち帰りまして、これからの事務執行にしっかり反映をさせていただきたいと思いますので、引き続きの御指導、御助言をぜひお願いを申し上げておきたいと思います。

１２月の定例議会、本当にありがとうございました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（安永　友行）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

令和６年第４回吉賀町議会定例会を閉会します。御苦労でございました。

午前11時18分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員